

地方公共団体における実効性あるPPP/PFI導入検討・ 優先的検討の運用に向けた事例研究

調査報告書
【概要版】

平成31年3月

総務省地域力創造グループ地域振興室

第1章 調査目的と調査内容

■ 調査の目的

「PPP／PFI推進アクションプラン」においては、平成25年～34年までの10年間で、事業規模目標21兆円の達成に向け、政府全体で導入を促進している。また、平成27年12月に「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」が示され、公共施設等を管理する国及び公共法人並びに人口20万人以上の地方公共団体は、優先的検討のための手続及び基準等を定め、的確に運用することが求められることとなった。

本調査は、地方公共団体の協力を得て、PPP/PFI事業の優先的検討に係る庁内体制や運用ルールに基づき事業を実施する上での課題や対応策等の調査・分析を行い、得られた知見を地方公共団体へ還元することで、地方公共団体におけるPPP/PFI事業の推進を図ることを目的として実施した。

<調査対象地方公共団体一覧>

地方公共団体名	人口	区分
千葉県	626万9,000人 (平成30年10月)	都道府県
滋賀県	141万3,000人 (平成30年10月)	都道府県
静岡県浜松市	80万5,000人 (平成30年9月)	政令指定都市
大阪府大阪市	284万8,000人 (平成30年9月)	政令指定都市
山形県山形市	25万1,000人 (平成30年10月)	人口20万人以上
兵庫県姫路市	53万1,000人 (平成30年10月)	人口20万人以上
埼玉県和光市	8万3,000人 (平成30年10月)	人口20万人以下
奈良県桜井市	5万7,000人 (平成30年10月)	人口20万人以下

■ 調査の内容

本調査の内容は、以下の通りであり、各地方公共団体に対して実施した。

- I. 調査対象先におけるPPP/PFIに関する現状
- II. 調査対象先における優先的検討規程の策定・運用

■ 調査対象先

平成29年10月時点において、優先的検討規程又は優先的検討規程と同趣旨のルール(以下「優先的検討規程等」という。)を策定しており、優先的検討規程等に基づくPPP/PFI事業の検討を実施したことのある地方公共団体を対象とした。

また、団体の規模を考慮して、都道府県、政令指定都市のほか、優先的検討規程の策定要請対象である人口20万人を基準に分類し、右記の8団体を選定した。

第2章 事例研究①

■ 事例研究により把握した各地方公共団体における特徴的な取り組みは以下のとおりである。

1. 千葉県

- PFIを担当する部署、組織
総務部資産経営課
- 優先的検討手順における特徴
 - ① 簡易な検討の段階で定量評価に加え、定性評価も実施
 - ② 詳細検討の実施を判断する要素の一つとして、VFM発現効果の目安(10%)を設けている
- 優先的検討の運用における工夫
対象事業の把握にあたり、予算要求時期に合わせて照会を実施している

3. 静岡県浜松市

- PFIを担当する部署、組織
財務部アセットマネジメント推進課
(資産経営推進会議*1の構成員に財政部局を含む)
- 優先的検討手順における特徴
簡易な検討や詳細な検討等の段階設定は設けておらず、類似導入事例があるものについては、原則として検討を行う取り決めとしている。類似導入事例がないものについては、簡易的な定量評価を実施している
- 優先的検討の運用における工夫
優先的検討の対象事業の把握のため、PFI担当部署が対象事業の照会を実施するとともに、営繕担当からも予算要求前に照会を実施している

2. 滋賀県

- PFIを担当する部署、組織
総務部行政経営企画室
- 優先的検討手順における特徴
簡易な検討の定量評価において、内閣府作成の「PPP/PFI手法導入優先的検討規程運用の手引」に掲載の数値を基本とするが、事業ごとに個別の調整を実施している
- 優先的検討規程の運用における工夫
 - ① 今後PFI導入検討が見込まれる建築物の老朽化対策に係り、PPP/PFI導入検討に関する予算を確保している。
 - ② 指定管理制度の導入については、ノウハウが一定程度蓄積されているため、詳細検討の省略を可能としている

4. 大阪府大阪市

- PFIを担当する部署、組織
市政改革室官民連携担当
- 優先的検討手順における特徴
簡易な検討段階で定量評価に加え、定性評価も実施している。VFMが発現する場合でも、民間事業者の参画や創意工夫の可能性が低い場合は不採用としている
- 優先的検討の運用における工夫
優先的検討の対象事業の把握のため、予算検討時期に合わせてPFI担当部署が対象事業の照会を実施している

第2章 事例研究②

5. 山形県山形市

- PFIを担当する部署、組織
企画調整部企画調整課
(民間活力活用検討会*2の構成員に財政部局を含む)
- 優先的検討手順における特徴
簡易な検討段階においても、民間活力活用検討会において総合的な判断を実施している。また、当会議に財政部局も参画しており、詳細な検討に関する予算を確保しやすい環境にある
- 優先的検討の運用における工夫
 - ① 優先的検討の運用段階で民間事業者に対して勉強会及び説明会を実施し、機運の醸成を図っている
 - ② 簡易な検討を実施した事業のうち、市内で類似事業の詳細な検討を実施しているものは、各種数値を引用している

6. 兵庫県姫路市

- PFIを担当する部署、組織
総務部行財政改革推進課
- 民間事業者から提案を受ける仕組み
サウンディング型市場調査を行い、アイデア募集などを実施している
- 優先的検討手順における特徴
簡易な検討段階において、定性評価に加え、定量評価を実施している
- 優先的検討の運用における工夫
事業スキーム等に関して、より良いアイデア及び意見を募ること、民間事業者の参画可能性を把握することを目的として、サウンディング型調査を、早い段階で実施することとしている
- その他の取り組み
播磨圏域の8市8町と協力して、PPP/PFI手法に対する理解の促進や情報共有の機会を設けている

7. 埼玉県和光市

- PFIを担当する部署、組織
企画部資産戦略課
(PFI検討委員会*3の構成員に財政部局を含む)
- 優先的検討の対象事業
優先的検討の対象事業に独自の基準を設けている
(事業費の総額が5億円以上、単年度の事業費が5千万円以上)
- 優先的検討手順における特徴
簡易な検討段階では、定量面の効果にのみに囚われることを防ぐためVFMを算出せず、定性面を重視し評価を実施している
- 優先的検討の運用における工夫
簡易な検討段階で、民間事業者の参画意欲を把握するため、ヒアリングを実施している

8. 奈良県桜井市

- PFIを担当する部署、組織
総務部財政課
- 優先的検討手順における特徴
簡易な検討段階では、VFMの算定は行わず、対象となる事業について、定性面を評価し検討を実施している
- 優先的検討の運用における工夫
財政部局が中心となって、PFI案件の検討を推進

第3章 事例研究結果①

■ 本研究で得られた結果を他の地方公共団体へ展開するため、優先的検討規程に関する庁内体制や運用状況における特徴を以下の項目ごとに整理した

PFIを担当する 部署、組織	PPP/PFIの導入検討を進める際には、財政支出削減の効果把握や以後の検討予算の確保のため、PPP/PFI手法導入検討の構成員に財政部局を含めている地方公共団体が多くみられた。
優先的検討規程 の策定、運用	優先的検討規程のみでは、検討の考え方を把握すること、PPP/PFI手法導入に向けた手続きを進めることが困難なため、事例研究先の全ての地方公共団体において、優先的検討に係る基本的考え方及び詳細な手続を定めるガイドライン等を策定している。
対象とする PPP/PFI手法	内閣府作成の「PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引」(以下「手引」という。)に例示されているPFI手法に加え、公共施設等運営権制度、DB、DBO、包括的管理委託、指定管理者制度等を例示している地方公共団体が多くみられた。この他、過去の検討実績などを考慮して、公的不動産利活用事業やリース方式、ネーミングライツ等を含めている地方公共団体もみられた。
優先的検討規程 の対象事業	優先的検討の対象事業の基準は、手引と同様に、事業費の総額が10億円以上、単年度の事業費が1億円以上に設定している地方公共団体が多くみられた。また、地方公共団体の規模や対象事業の件数を考慮し、個別に事業費の金額基準を設定(事業費の総額が5億円以上、単年度の事業費が5千万円以上)している地方公共団体もみられた。
優先的検討手順 における特徴	1. VFM算定に用いる削減率等 簡易な検討の段階では、VFMの削減率の設定は困難なため、事例研究先の全ての地方公共団体において、VFM算定の際に用いる削減率は、手引に掲載されている数値を標準値として活用し、事業毎に調整を行う余地を残していた。調整の内容としては、過去の地方公共団体内の実績、他自治体の類似事例、個別内容を考慮した調整がみられた。

第3章 事例研究結果②

優先的検討手順 における特徴

2. 簡易な検討段階におけるPFI導入効果があると判断する基準
簡易な検討の段階において、PFI導入効果があると判断する基準として、定量評価に加え、定性評価、類似事例の調査、民間事業者ヒアリングを採用している地方公共団体がみられた。
 - ① 定量評価における判断基準
VFMの発現がわずかな場合には、PPP/PFI手法の導入検討を継続するかの判断は難しいため、VFMの目安(10%)を設けている地方公共団体もみられた。
 - ② 定性評価
定量評価により効果の発現が認められる場合においても、民間事業者の参画意欲が低く、事業化が見込めない場合等も想定されるため、簡易な検討時に定性評価を実施する地方公共団体が多くみられた。
 - ③ 類似事例
類似事例のある事業については、「PPP/PFIの導入効果が高いと想定される」として、原則として導入検討を行うとする地方公共団体もみられた。
 - ④ 民間事業者ヒアリング
簡易な検討段階で、民間の参画意欲を把握するため、簡易検討段階で民間事業者へのヒアリングを実施している地方公共団体もみられた。

優先的検討規程 の運用における 工夫

1. 対象事業の把握
優先的検討規定を策定しただけでは、対象事業を網羅的に把握することが困難なため、予算要求の検討を始める時期にPFI担当部署が予算要求等の照会を実施している地方公共団体が多くみられた。
2. 検討予算の確保
PPP/PFI手法導入の検討にあたっては、導入可能性調査やアドバイザー業務等の検討に費用を要するが、その予算の確保が困難な場合も想定される。このため、建築物の老朽化対策に係る予算枠の中で、PFI導入可能性に係る検討予算を確保している地方公共団体もみられた。
3. 地元事業者の参画にあたっての工夫
民間事業者の意見を取り込めるよう、事業内容や事業スキームに関して、より良いアイデア及び意見を募ることや民間事業者の参画可能性を把握することを目的として、サウンディング型市場調査を早い段階で実施している地方公共団体がみられた。また、地元事業者の積極的な参画を促す観点から、事業に関心がある地元事業者を公募して掲載したリストを作成し、代表企業となる事業者とのマッチングの支援を行っている地方公共団体もみられた。